役員報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会（以下「本法人」という。）の定款第 19 条第 3 項に基づき、役員に対する報酬の費用の弁償について基本事項を定める。

（報酬）

第２条　本法人の役員には定款第 19 条第 1 項に基づき、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

２　本法人の役員報酬の支給対象は当面の間、監事とし、その任期中、年額 12 万円を上限に支払うことができる。

３　本規程に定めることのほか、役員報酬の支給に関しては給与規程を準用する。

（費用弁償）

第３条　本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。）については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（改廃）

第４条　この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

（補足）

第５条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規約は、平成２８年３月１４日から施行する。

給 与 規 程

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会（以下「本法人」という。）が定める就業規則（以下「規則」という。）第４０条の規定に基づき、所属する職員の給与に関する事項について定めることを目的とする。

（範囲適用）

第２条　この規程は、規則第５条に定める手続きを経て職員として採用された者に適用する。

２　臨時雇い職員及び嘱託職員については、この規程を適用せず、その都度本人と協議のうえ定めるものとする。

（給与の決定）

第３条　給与は、職員の前職歴、業績等により決定し、遂行した職務の質と量及び業績等に応じて支払うことを原則とする。

（給与の種類）

第４条　給与は次の各号に掲げるものとする。

（１）所定内賃金

ア　本人給

イ　調整手当

ウ　主任手当

エ　通勤手当

（２）所定外賃金

ア　超過勤務手当

イ　休日出勤手当

ウ　深夜勤務手当

（給与の分類）

第５条　本法人の給与は、次のとおり分類する。

（１）給与

（２）賞与

（３）退職金

（支払形態）

第 ６ 条　給与は月給制を採用し、遅刻、早退、及び欠勤等の不就業の時間に関わる賃金等については給与から控除する。

（締切日と支払日）

第 ７ 条　所定内賃金は当月２０日に締切り、所定外賃金は当月２０日に締め切った分を、当月２５日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

２　遅刻、早退、欠勤及び無給の休職、休暇等その不就業については、原則として２０日に締切り、その分を当月の給与より控除する。

（支払方法）

第 ８ 条　給与は、次の各号の金額を控除した後、現金で直接職員にその全額を支払うものとする。

（１）社会、労働保険料

（２）給与源泉所得税及び特別徴収住民税

（３）その他前各号に準ずるもの

２　前項にかかわらず、同意者には給与の全部又は一部を本人が指定する預貯金口座に振り込むことができる。

（時間単価、日割単価、）

第 ９ 条　時間単価は次の算式により計算する。なお、計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

［算式］時間単価＝本人給×１２÷年間所定内労働時間

年間所定内労働時間とは、当該年度の４月１日から３月 31 日までの１年間の労働日を計算し、その日数に １ 日の所定勤務時間を乗じた時間をいう。

１日所定勤務時間とは、規則第 11 条の勤務時間をいう。

２　日割単価は次の算式により計算する。なお、計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

［算式］　日割単価＝時間単価×１日の所定勤務時間

（遅刻、早退、中途退出等）

第１０条　遅刻、早退、中途退出等の不就業に対しては、その時間に対する給与は支給しない。ただし、本法人がこれをやむを得ないとした場合に限り就業したものとして取り扱うことがある。

２　前項に定める不就業の時間計算は、それぞれ 30 分単位で行うものとし、３０分以上の遅刻、早退、中途退出等があった場合にそれぞれ３０分単位で計算を行う。

３　前項により計算された不就業の時間は、次の算式によりその額を計算

し給与より控除する。
［算式］　時間単価×（遅刻、早退、中途退出等不就業時間数）

（欠勤等の場合）
第１１条　賃金支払期間に欠勤した場合は、日割単価×欠勤日数を給与より控除する。
［算式］　日割単価×欠勤日数

（役職者等）
第１２条　役職者には遅刻・早退・中途退出・欠勤等による不就労に対する給与からの控除は行わない。

（採用、退職）
第１３条　職員が、月度の中途で採用され、又は退職した場合は、下記の算式により出勤日数に応じた日割計算を行い所定内賃金を支払う。
［算出］　日割単価×出勤日数

（休職、短時間勤務、復職時）
第１４条　規則第３２条に定める休職期間に対する給与は支払わない。
２　規則第２９条に定める育児休業等、又は同３０条に規定する介護休業等のうち短時間　勤務制度及び深夜業免除の適用を受ける場合、その不就業時間に対する給与は支払わない。
３　職員が、月度の中途で休職、復職した場合は、前条と同様の計算により所定内賃金を支払う。また、前項に定める制度の適用を受けた場合、その不就業時間は第１０条と同様の計算によりその額を算出し、給与より控除する。

（年次有給休暇の取扱い）
第１５条　規則第２４条の規定により職員が年次有給休暇を取得した場合は、所定勤務時間を勤務した場合に支払われる通常の給与を支給する。

（特別休暇の取扱い）
第１６条　規則第２５条の規定により、特別休暇を取得した場合の給与は、同第２５条第４項に定めるところによる。
２　前項により無給とされた休暇について、その不就業に対する給与控除計算は、第１０条及び１１条に準じておこなう。

（業務上傷病による休業の取扱い）
第１７条　業務上、又は通勤災害により休業した職員が、労働者災害補償

保険法の定めによって保険給付を受けるとき、給与は支給しない。
２　この場合、その不就業に対する給与控除計算は、第１０条及び１１条に準じておこなう。

（休業手当）
第１８条　本会の責に帰すべき事由により休業した場合は、職員に対し休業日につき、労働基準法第１２条に規定する平均賃金の１００分の６０を支給する。よってこの日に対する通常の給与は支払わない。
２　この場合、その不就業に対する給与控除計算は、第１０条及び１１条に準じておこなう。

（賃金を支給しない場合）
第１９条　職員が次のいずれかに該当する場合は、その時間、日数に対する給与は支払わない。
（１）規則第１８条第２項に基づき職場への立入禁止及び退去を命じられた場合
（２）規則第４７条に基づく出勤停止処分により不就業の場合。
２　この場合の不就業に対する給与控除計算は、第１０条及び１１条に準じておこなう。

（社会保険等の取扱い）
第２０条　休暇、休職及び欠勤等所定勤務日に勤務しない場合における職員の社会保険及び労働保健被保険者資格については、原則として従前の状態を継続するものとする。
２　前項の場合、本人の負担する社会保険料（免除され部分を除く）、住民税、これらに準ずるものが、１賃金支払期の給与支給額を超えた場合、原則として毎月月末までに本人が持参又は口座振込することにより、本会に支払うものとする。

（非常時払）
第２１条　次のいずれかに該当し、職員から請求があったときは、給与の支払日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。
（１）職員又はその家族が結婚、出産、死亡又は疾病にかかり、あるいは災害を受けたとき
（２）職員又はその家族が、やむをえない事由により１週間以上にわたって帰郷するとき
（３）その他、やむをえない事情があると本会が認めたとき

（退職時払）

第２２条　本人が死亡したとき、退職し又は解雇されたときには、別に定める退職金規程による。

（端数処理）
第２３条　給与支給額の総額に１円未満の端数があるときは、１円に切り上げて処理する。
２　算式の結果に端数が生じた場合は、この規程に定めがあるものを除き、前項と同様の処理を行う。
３　第２８条、第２９条、第３０条に定める勤務時間を計算する場合は、３０分未満の所定外勤務時間はこれを切り捨てる。

第２章　基本給及び諸手当

第１節　所定内賃金

（基本給）
第２４条　基本給は、本人給とする。
２　本人給は、別表１に定める額を支給する。
３　本人給は、本法人の資金状態により減ずる場合がある。
４　事務局長等役職者の本人給は、別に定める。

（前職歴換算）
第２５条　前職歴は経歴の種類により、次の換算率を適用し加算する。
（１）同種とみなされる職務に在職した期間　　80%～ 100%
（２）同種とみなされない職務に在職した期間　50%～ 80%
（３）その他の期間　　20%～ 50%
（４）前職歴は、上限７年までを換算対象とする。

（調整手当）
第２６条　調整手当は、自己の業務を誠実に実施し、当該賃金計算期間において無欠勤の場合に支給する。
この場合において、年次有給休暇及び振替休日を取得したときは、出勤したものと看做す。
２　調整手当は基本給の１００分の５とする。
３　第１項の調整手当の計算にあたっては、遅刻又は早退３回をもって欠勤１日とする。

（主任手当）

第２７条　主任手当は主任の職務に従事する職員に支給する。

（通勤手当）
第２８条　職員が公共交通機関を利用して通勤する場合は、自宅から本法人までの通勤経路及び方法を本法人に届け、所得税法による非課税限度内で、その通勤定期代の実費を支払う。ただし、通勤に利用できる交通機関が二つ以上あるときは、原則として低額料金の方とする。
２　職員が公共交通機関によらず、片道２ｋｍ以上の距離を自動車、自転車などを利用して通勤する場合で本法人が承認したときは、所得税法による非課税限度内でその実情により前項に準じて支払う。
３　通勤手当は、職員が１ヵ月間全く勤務しなかった場合には支給しない。

第２節　所定外賃金

（超過勤務手当）
第２９条　超過勤務手当は、規則第１４条の規定により時間外勤務（法定休日の勤務を除く。以下、この条において同じ）を命ぜられ、その勤務に服した職員に対し支給する。
２　超過勤務手当の額は、その超過勤務時間に応じて次の算式により計算される額とする。
［算式］　時間単価×１．２５×超過勤務時間数

（休日出勤手当）
第３０条　休日出勤手当は、規則第１７条の規定により法定休日に勤務することを命ぜられ、その勤務に服した職員に対し支給する。ただし振替休日が与えられた場合は、当該休日出勤は通常の勤務日に勤務したものとみなし、休日出勤手当は支給しない。
２　休日出勤手当の額は、その休日出勤時間に応じて次の算式により計算される額とする。
［算式］時間単価×１．３５×超過勤務時間数

（深夜勤務手当）
第３１条　深夜勤務手当は、規則第１４条の規定により午後１０時～午前５時までに勤務することを命ぜられ、その勤務に服した職員に、次の算式により計算される額を支給する。
［算式］　時間単価×１．５０×超過勤務時間数

第３章　改定及び賞与

第１節　改定

（昇級、昇進）

第３２条　本人給の昇給の基準日は、毎年４月１日とする。

２　本人給の昇級は、業績により行うこととし、勤務成績など考課の上決定する。

３　昇級は定期昇給及び特別昇給とする。

（定期昇給）

第３３条　定期昇給は、現に受けている号給を受けるに至ったときから、１２ヵ月を良好な成績で勤務した場合において１号給上位の号給に昇給するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本法人の財政事情によっては定期昇給を行わないことがある。

（特別昇給）

第３４条　特別昇給は、特に功労のあった者について行なう。

（昇給の保留）

第３５条　次の各号の一に該当する者については、該当期に限り昇給を行わない。

（１）休業又は採用後の就業日数が所定の期日に満たない者

（２）業績評価の結果により、昇級を保留した者

（降給）

第３６条　次の各号の一に該当した者については、降給とし、降給号数はその態様により行う。

（１）著しく職能が低い者

（２）素行が不良の者

（３）懲戒処分を受けた者

第２節　賞与

（賞与）

第３７条　賞与は、第３８条に定める賞与計算期間及び第４０条に定める受給資格並びに第４１条の勤務成績等に基づいて算出し、原則として夏季及び年末に支給する。

２　本法人の財政状況により、年度末に年度末賞与を支給することができる。

（賞与の支給日）

第３８条　賞与の支給月は次のとおりとし、支給日はその都度定める。

（１）夏季賞与　　６月
（２）年末賞与　１２月
（３）年度末賞与　３月

（賞与の算定期間）
第３９条　夏期賞与の計算期間は前年１２月１日から当年５月３１日まで、年末賞与の算定期間は当年６月１日から１１月３０日まで、年度末賞与は当該年度の４月１日から支給日までの期間とする。

（賞与の算定）
第４０条　賞与は、第３６条の規定に拠るほか、当該算定期間における本法人の業績、収支状況等を勘案して算定するものとする。

（賞与受給資格）
第４１条　賞与の受給資格者は、第３８条の算定期間に在籍し、かつ賞与支給日に現に在籍する職員とする。
２　当該算定期間を全部休業した職員については、原則として賞与を支給しない。
３　算定期間中、一部休業した職員又は中途に就職した職員については、就業した期間に応じた額を支給する。

（賞与の評価）
第４２条　夏期賞与、年末賞与、年度末賞与は、業績評価により理事長が支給額を決定する。
２　勤務成績等による考課については別に定める。

（委任）
第４３条　この給与規程に定めのない事項及び本規程の改廃については、執行役員会及び就業規則の附則２の手続きを経て、本法人の理事長が定める。

附則
この規程は平成２０年６月６日から施行する。
この規程は平成２３年８月９日から施行する。
この規程は平成２４年７月１日から施行する。
この規程は平成２５年４月１日から施行する。
この規程は令和４年４月１日から施行する。

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 全国盲導犬施設連合会	事業年度	７年４月１日～８年３月３１日

1　資金に関する事項［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第１項各号に対応しています。以下同じです。

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取会費	800,000 円
受取寄附金	100,481,203 円
その他収益	10,698,513 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	111,979,716 円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3)　その他

該当なし

2　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		25,404,080 円	募金
		13,655,109 円	ODD 寄附/盲導犬ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ寄附
		7,209,123 円	募金
		4,952,567 円	募金
		4,162,243 円	募金

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		11,410,137 円	盲導犬無償貸与事業助成等
		8,457,705 円	盲導犬無償貸与事業助成等
		5,649,028 円	印刷、発送、倉庫料
		5,396,175 円	盲導犬無償貸与事業助成等
		5,021,122 円	盲導犬無償貸与事業助成等

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		印刷料支払い	令和7年4月1日～令和8年3月31日	3,789,995円	業務委託契約書、請求書による
		発送料支払い	令和7年4月1日～令和8年3月31日	1,595,033円	業務委託契約書、請求書による
		倉庫料支払い	令和7年4月1日～令和8年3月31日	264,000円	業務委託契約書、請求書による 月20,000円（税別）

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏名	寄附金額	受領年月日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支　給　金　額
[redacted]			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	7,500,000円
			報酬	令和７年４月１日～令和８年３月31日	120,000円

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集　計　期　間	令和７年４月１日　～　令和８年３月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
5人	15,367,234円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	令和7年7月25日	250,000円	国際盲導犬連盟セミナー参加助成
		令和7年7月25日	250,000円	国際盲導犬連盟セミナー参加助成
		令和7年7月25日	250,000円	国際盲導犬連盟セミナー参加助成
		令和7年7月25日	250,000円	国際盲導犬連盟セミナー参加助成
		令和7年8月25日	250,000円	国際盲導犬連盟セミナー参加助成
		令和7年8月25日	250,000円	国際盲導犬連盟セミナー参加助成
		令和7年9月25日	250,000円	国際盲導犬連盟セミナー参加助成
		令和8年3月16日	2,480,000円	盲導犬フォローアップ助成
		令和8年3月16日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月16日	920,000円	盲導犬フォローアップ助成
		令和8年3月16日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月17日	5,920,000円	盲導犬フォローアップ助成
		令和8年3月17日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月18日	1,320,000円	盲導犬フォローアップ助成
		令和8年3月18日	3,920,000円	盲導犬フォローアップ助成
		令和8年3月18日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月23日	2,520,000円	盲導犬フォローアップ助成
		令和8年3月23日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月23日	480,000円	盲導犬フォローアップ助成
		令和8年3月23日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月23日	1,920,000円	盲導犬フォローアップ助成
		令和8年3月24日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月24日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月24日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月24日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		令和8年3月24日	2,000,000円	盲導犬育成無償貸与事業助成
		合計	43,230,000円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実　施　日	使　　途	金　　額
該当なし		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 全国盲導犬施設連合会	チェック欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	7年4月1日～8年3月31日	10 人	0人	0%	0人	0%
ⓑ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓒ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓓ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓔ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓕ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人 全国盲導犬施設連合会	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		１０人	人	人	人	人	人	人
⑴　最も人数が多い「親族等」のグループの人数		０人	人	人	人	人	人	人
⑵　最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		０人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況							
				ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任 年月日
井上 幸彦	[redacted]	理事	[redacted]	○							平成 20 年 6 月 6 日 就任
橋本 照夫		理事		○							平成 20 年 6 月 6 日 就任
篠田 林歌		理事		○							平成 20 年 6 月 6 日 就任
伊藤 信賢		理事		○							平成 29 年 10 月 23 日 就任
伊藤 賛治		理事		○							令和 2 年 11 月 4 日 就任、令和 7 年 10 月 7 日退任
平芳 一法		理事		○							令和 2 年 11 月 4 日 就任
中村　博文		理事		○							令和 3 年 10 月 28 日 就任
松本　カネ子		理事		○							令和 6 年 10 月 9 日 就任
三條　眞由美		理事		○							令和 7 年 3 月 12 日 就任
小野田 聡		理事		○							令和 7 年 10 月 7 日 就任
星野 博之		監事		○							令和 6 年 4 月 1 日 就任

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

書式第９号（法第４４条・５１条・５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人　全国盲導犬施設連合会

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳帳	会計ソフト（会計王NPO） 使用・ルーズリーフ	随時	７年
総勘定元帳	会計ソフト（会計王NPO） 使用・ルーズリーフ	随時	７年
補助元帳	会計ソフト（会計王NPO） 使用・ルーズリーフ	随時	７年
賃金台帳	エクセル使用 データ保管	毎月	７年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人　全国盲導犬施設連合会	チェック欄
４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０％以上であること ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０％以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人　全国盲導犬施設連合会	チェック欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		○

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。	同　意	
	(する)	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人　全国盲導犬施設連合会

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	○

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　(無)	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	平成　年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人　全国盲導犬施設連合会	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。　○

１　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

二　暴力団の構成員等 (注2)

２　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

３　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

４　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

５　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

６　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
二	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注１）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注２）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)